



冤罪・布川国賠ニュース

第7号 2013.11.7

冤罪・布川国賠

冤罪・布川事件の国家賠償請求訴訟を支援する会 発行

第3回裁判

検察・警察の違法行為を

詳細に明らかに

2013年9月18日2時、東京地裁103号法廷で布川国賠第3回口頭弁論が行われました。傍聴者は60名ほどでした。

今回の裁判では、9月2日に弁護団が提出した準備書面の内容を内藤真理子弁護士と飯田美弥子弁護士がパワーポイントを使って説明しました。

提出された準備書面は、250ページに及ぶもので、布川事件で確定判決と再審で結論が分かれたのは確定審の時隠されていた証拠が開示されたからであるとした上で、捜査、起訴、公判手続での検察と警察の違法行為を詳細に明らかにしています。

法廷では、まず、特にアリバイ捜査に関する被告の行為の違法性について、内藤弁護士が、説明をしました。警察が何の証拠もないのに桜井さんを逮捕し、桜井さんの主張するアリバイの捜査を全くしないまま起訴したことの違法性を、公判廷での渡辺忠治警部の証言を引用して主張しました。

飯田弁護士は、準備書面の概略を全体的に説明しましたが、とくに桜井さんが自白した録音テー

プの改ざんの取り調べ部分の早瀬警部とのやり取りを茨城弁のイントネーションとテープの切断音を再現しての説明は、きっと被告にも裁判官にもわかりやすかったことでしょう。飯田弁護士の説明が終ったとき、傍聴席から拍手が起きましたが、裁判長からは「ここはそういう場ではありません」と拍手に対しての注意の一言がありました。

報告集會に60名が参加

日比谷図書文化館4階で行われた報告集會には会場をいっぱいにする60名ほどが参加しましたが、弁護団からは今回の法廷の内容や全体の流れについて丁寧な説明がありました。

特に証拠の開示について、確定審で提出された証拠については被告がほとんど全てを提出し、足りないものについては弁護団のほうで出した、とのことでした。

未開示証拠については文書送付囑託申出書に弁護団が必要など補充をして提出したので、被告が検討し、次回の進行協議の時に返答があるとのこと、それを踏まえて裁判所の対応が決まるとのことでした。

次回口頭弁論は12月25日午後2時からです。

12月25日(水) 裁判傍聴と要請行動にご参加ください!!

☆忘年会も企画しています!!

- | | |
|--------|----------------------------|
| 11:00~ | 裁判所要請 (10:45東京地裁正面玄関に集合) |
| 12:00~ | 地裁前宣伝 |
| 13:40 | 傍聴券交付 (地裁正面玄関横) |
| 14:00~ | 第4回裁判 (東京地裁103号法廷) |
| 15:00~ | 記者会見兼報告集會 (日比谷図書文化館4F小ホール) |
| 16:00~ | クリスマス忘年会 |

布川国賠・9月18日検察庁要請

未開示証拠の開示を要請

第3回口頭弁論が開かれた2013年9月18日、布川国賠を支援する会は全面証拠開示を求めて最高検要請を行いました。

桜井さんの国家賠償請求訴訟で、国と県は確定裁判記録を証拠として提出しましたが、その他は提出する予定がないと回答おり、現在、弁護団は引き続き重ねて文書送付嘱託申立書を提出して証拠の開示を求めています。

布川事件では、確定審で隠されていた証拠が2度の再審請求審・再審公判でいくつも開示されて、有罪判決の根拠がすべて崩れて、桜井昌司さんと杉山卓男さんが無罪となりました。支援する会では、国賠訴訟は、「冤罪布川事件」の国・県の責任を問うとともに、なぜ起きたのかを検証する重要な機会であると位置付けており、そのためには存在していた証拠のすべてが開示されることが必要であるということから今回の最高検察庁要請になりました。

参加者は11名。対応に当たったのは企画調査課から3名、刑事事務課から2名の、計5名でした。

要請は、要請書を読み上げ、参加者全員がそれぞれに意見を述べるという形で行われました。

裁判で有罪無罪を判断する際、基礎となる証拠が存在する証拠すべてでなく、検察が任意に提出されたものに限られるなどということは、およそ市民の一般常識からは考えられないことである。

前日の朝日新聞に検察改革の今として全国弁護士会アンケートという記事が掲載され、そこで笠間治雄前検事総長は、「義務として全ての証拠を開示すべきでない」とし、その理由として「証拠には脆弱な部分があるもので、本来は争点にならないはずの部分まで争点にされることになるかもしれない」と述べていることを引き合いに出し、論理そのものが矛盾していること、また、再審請求審・再審公判、国賠訴訟にはそもそも全く当てはまらない理由である。

本年5月にジュネーブで行われた国連拷問等禁止条約第2回政府報告として法務省の担当者が「・・・被告人弁護人におきましてあらゆる書類などについてアクセスできる状態になっております。」と、回答している。

検察は訴訟の当事者であるものの、国民の税金で国民から付託されて真実を見つけて犯罪を摘発する立場にあり、証拠は真実を明らかにするために当然に開示されるべきである。

等々、いろんな視点から全面証拠開示すべきと訴えがありました。

さらに、桜井さんが完全無罪となった後も、検察官が地元記者や法制審の委員に対し、桜井さんが犯人であると言いつけていることについて、そんなことが許されるのか、と問いました。

対応に当たった職員は、要請の内容についてレポートを作成し、上司に提出する旨、約束しました。

四国巡礼を終えて・・・

証拠開示法の実現の決意新たに

桜井昌司

国賠裁判を提訴して1年。闘いは順調に進展していると思っています。

鹿兒島・志布志事件や富山・氷見事件では、訴訟記録などの開示をめぐって、長い時間が掛かりました。「出せ、出さない」の攻防が続き、黒塗りの記録を提出する始末には「民事裁判でも、検察・法務省は証拠記録の提出を拒むのか」と見ていて歯痒いばかりでした。

私が国賠裁判を闘うのは、検察が証拠を独り占めして、無実につながる証拠を隠したままに裁判が行われる現在の司法の在り方を変えたいからで

す。

志布志と氷見で見た警察と法務省（身分は検察官）の醜い抵抗は、今のところ布川ではありませんが、これからが問題です。原審裁判と再審裁判で使った証拠は素直に提出したものの、今も隠し続けている証拠が、これからも素直に提出されるのか、次回からの裁判期日に明らかになります。

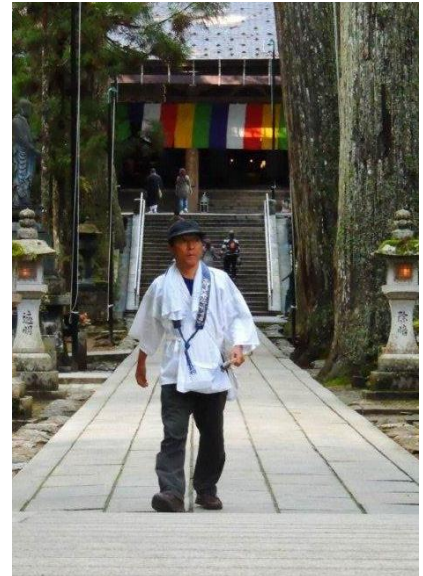
皆さんもお判りでしょうが、今も検察が隠し続けている証拠とは、私が無実であることを示す、もっと重要な証拠です。それが提出されれば、「無実の証拠がありながら有罪と主張する違法性」が明らかになり、「全証拠開示」を求める私の願いが実現する道にもつながります。これからが闘いの本番です。

だからこそ、今後は抵抗も始まると思っていますが、証拠を隠すことの異常性を社会に知らせて、より大きな運動に広めて、必ずや大願を成就させます。

先月は、2011年11月に始めた四国88か所巡りの巡礼も、足掛け3年、6度目にして14

00キロと言われる遍路道を歩き終えました。両親への想い、冤罪と闘う思い、もろもろの願いを背負って歩いた道のりは、改めて闘う力を私に与えてくれました。どうも私と言う人間は、困難に立ち向かい、頑張ろうと思うときほど、「自分らしい力」が湧いて来るようだ、と歩き続ける苦痛の中で判りました。冤罪仲間の力になるべく、証拠開示法の実現に頑張ることこそ、私の使命であることも認識して来ました。

「大願成就!」、その日まで、皆さんのご支援をお願いいたします。



10月21日高野山奥の院の参拝を終えて

「なくせえん罪！名張、袴田事件の再審開始をめざす12.8集会」にご参加を！

中 澤 宏

布川国賠を支援する会は、「袴田巖さんの再審を求める会」や、再審えん罪事件全国連絡会加盟の名張毒ぶどう酒事件奥西勝さんを支援する東京の会、「なくせ冤罪！市民評議会」などの団体と協力して実行委員会を立ち上げ、「なくせえん罪！名張、袴田事件の再審開始をめざす12.8集会」を開催することになりました。

ご承知の通り名張事件は10月に第7次再審請求が不当にも棄却されました。また、袴田事件は事件発生から47年、袴田さんは長い過酷な獄中生活の中で拘禁症を患い、来年の再審開始の可否が注目されています。

私たちえん罪事件犠牲者を支援するさまざまな

組織、個人が「無実の両死刑囚を救おう！」と声を上げることが今ほど求められているときはありません。

布川国賠は、二度と冤罪を生まない社会を実現するために、訴訟を通じてえん罪の原因を明らかにし国と県の責任を明らかにすることを大きな目的としています。また、現在闘われているえん罪事件犠牲者支援の中でもっとも大きな課題である死刑再審事件の勝利は、今後の冤罪をなくす運動にとってきわめて重要です。

布川国賠勝利のためにご協力いただいている皆さん！12.8集会を成功させ、死刑再審の扉を開くために力をお貸し下さい。

無実の死刑囚奥西勝さん・袴田巖さんを救え!! 12・8支援の集い

と き : 12月8日(日) 13:30~16:00
 ところ : 日比谷コンベンションホール(日比谷図書館地下)

協力券 : 500円

【イベント内容】(予定)

- ・ 記念講演「死刑再審事件の現状と課題」
大出良知(東京経済大学現代法学部教授)
- ・ 名張毒ぶどう酒事件弁護団報告
- ・ 冤罪袴田事件・朗読劇
「無実の死刑囚・袴田巖の手紙」
朗読 : 側見民雄、田中泰子
- ・ サックス演奏 : 中川美保

◆桜井さんが始めたネット署名「取調べの全過程可視化と全証拠開示で冤罪を無くそう!」にご協力ください

アドレス : <http://www.change.org/stop-enzai>

署名数 **3,800名** (11月7日現在)

※画面上で、名前・アドレス記入の上、「賛同」をclick!

◆署名をありがとうございます

署名数 **総計1,768筆!** (11月7日現在)

南紀代子57 櫻井昌司25 田村修一23 救援会北九

州総支部45 救援会会津支部76 梅田四郎1 北海道合同法律事務所34 救援会兵庫県本部108 福田磨理子44 救援会茨城県本部10 石川幸子20 救援会大阪府本部331 塩田哲子40 救援会常陸大宮支部71 救援会愛知県本部38 (敬称略)

日程経過

7月17日(水)第2回事務局会議ニュース第6号発送
 7月31日(水)法制審要請行動
 8月7日(水)第3回進行協議
 9月9日(月)ネット署名開始の記者会見
(外国人記者クラブ)
 9月18日(水)第3回裁判、最高検察庁要請
 10月3日(木)12.8集会実行委員会準備会
 10月13日14日(土・日)大崎事件現地調査
 10月17日(木)17:30 御茶ノ水宣伝
 10月21日(月)12.8集会第1回実行委員会
 11月5日(火)12.8集会第2回実行委員会
 11月6日(水)第4回進行協議
 18:30~ SNOWセミナー(桜司研)
 11月7日(木) ニュース発送・事務局会議

当面の行動予定

12月7日(土)再審冤罪事件全国連絡会総会
 12月8日(日)無実死刑囚奥西勝さん袴田巖さんを救え!
 12.8冤罪被害者支援の集い
 12月16日(月)袴田事件再審請求審意見陳述
 12月25日(水)布川国賠第4回裁判
 1月13日(月)13:30~袴田事件即時再審開始を求める
 全国集会(静岡市「総合社会福祉会館」7F)

会員数371名(11月6日現在)

東京	茨城	神奈川	千葉	埼玉	栃木	群馬	山梨	福島	宮城	秋田	山形	新潟	愛知	石川	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	広島	岡山	鹿児島	福岡	大分	北海道
115	65	24	38	16	2	2	1	1	2	2	2	3	19	2	8	25	5	5	1	3	2	4	10	2	12

発行 冤罪・布川事件の国家賠償請求訴訟を支援する会

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場1-26-12 高田馬場ビル505号室
 Tel. 03-6278-9796 Fax. 03-6278-9798
 E-mail: kwntpl53@ybb.ne.jp

発行責任者 中澤 宏